

## 警報等が発表された場合の臨時休業等について

丹波支援学校亀岡分校

- 1 午前7時以降、亀岡市に暴風雪、大雨、洪水、暴風、大雪の特別警報が発表されている場合は、「臨時休業」とします。その後、解除されても「臨時休業」とします。
  
- 2 午前7時以降、亀岡市に暴風雪、大雨、洪水、暴風、大雪の警報が発表されている場合は、「臨時休業」とします。  
その後、警報が解除された場合は安全面や指導体制等を検討し、授業が可能ならば学校または花ノ木医療福祉センター内で授業を行います。  
ただし、午後1時時点でも解除されない場合は「臨時休業」とし、その後、解除されても授業は行いません。
  
- 3 登校後に警報が発表された場合は、安全を確認して帰棟します。
  
- 4 気象警報・注意報等の気象情報については、気象庁の天気予報に基づきます。

令和3年7月21日 実施

令和4年1月21日 改定